

2 6 陳 情 第 2 号	「地方自治法第 1 2 4 条改正についての意見書提出」 に関する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 6 年 1 月 2 0 日受理、平成 2 6 年 2 月 2 5 日付託
陳 情 者	羽村市川崎_____

(要 旨)

掲記法律は区議会議員の紹介が請願の要件であるが、区長への（請願法に基づく）請願はそのような中間検査はない。議長への提出時に法律通りに行なうと、この中間検査は区民にとって負担であり、地方自治法の掲記条文から紹介議員の存在を消し去る改正は負担が軽減されるので公益になる。よって、同条文から紹介議員の存在を消し去る改正は公益に寄与すると関係自治法 9 9 条（意見書の提出）により関係行政庁へ意見書を提出していただきたい。

(理 由)

全く異なる理由二つを記します。なお、例示は羽村市としました。

1 掲記の法律は天皇制を継承しており、主権在民に従っていない。

(1) 請願法に基づく市長への請願、たとえば「(区画整理審議会における) 職員の失態を市長は謝罪すべきに関する請願」(平成 2 5 年 8 月 7 日付け) は、私からの提出により請願先にて受理された。紹介議員の中間検査は無い。

(2) 一方、議長への請願は、日本国憲法第 9 4 条（地方自治の原則）に基づく地方自治法第 1 2 4 条に従っている羽村市議会規則第 8 7 条（請願書の記載事項等）第 2 項により、「議員の紹介」を議長への提出前の要件としている。

(3) 帝国議会衆議院委員会議録によると昭和 2 2 年 3 月 2 2 日第 4 回で「地方自治法案の審議にて、第 1 2 4 条に意見無く」地方自治法の審議は終了した。この理由は次項の存在と推察される。

(4) 大日本帝国憲法の第 3 0 条「――の規程に従い請願を為すことを得」及び、第 5 0 条「両議院は――請願書を受くることを得」に従って、議院法第十三章「請願」の第 6 2 条「――の請願書は議員の紹介により議院之を受け取るべし」とある。

(5) 請願書の受理は、天皇主権下の議会が人民と直接に交渉しうる唯一の機能だった。
[この文は、次記から。請願制度の今日的意義と改革方向 田中嘉彦 レファレンス平成 1 8 年 6 月号 P 6 7]

(6) 即ち、(4) の「議員の（お情けで哀訴 [議院法第 6 8 条] を受け取ってあげる）紹介」は大正 6 年の勅令である請願令によって更に重い存在となった天皇主権の遺

物であり、検討されずに地方自治法に残された。現憲法は『主権在民』であり、地方自治法とほぼ同時期に公布された憲法と請願法に従って自治法を改正すべきである。

2 掲記の法律は不平等であり、公平といえない。

(1) 市長への請願は、1 (1) と同一で、紹介議員等の中間検査は無い。

(2) 議長への請願は、1 (2) と同一で、「議員の紹介」を議長への提出要件としている。

(3) 議長は、処分に関して自治法 105 条の 2 (抗告訴訟の取り扱い) において、「――、議長は普通地方公共団体を代表する」ので市長と同格である。よって 2 (1) に無い中間検査に等しい条件を 2 (2) の条例が市民に要求するのは市民にとって、憲法 14 条「法の下での平等」では無い。

(4) 繰り返すと、議長も市長も同じように請願を処分するのであるから、市民が議長へ請願を直接に提出できないのは、議長が市民を結果として不平等に扱っているであり、この不平等は解消されねばならない。

上記のように内容が異なる理由二つを一つの陳情として審議すると、理由への判定が○と×に分かれた時の総合判定にて、『陳情内に×が有るので、採択には抵抗がある』と、不採択に賛成する委員がおられるかもしれないので、陳情者はこのような理由二つを一つの陳情に入れ込む事に抵抗を感じる。